

引越しトラブル

2009年8月21日号

「引越し日を変更したが、延期手数料が高すぎる」「引越し時に、荷物が紛失したが賠償額でもめている」などの、引越しに関するトラブルが増えています。

引越しには“標準引越約款”があります。それによると、消費者側の都合で解約または延期したときの手数料は、引越し予定日の前日までは見積書に記載した運賃の10%以内、引越し予定日の当日は20%以内の負担となっています。また、引越し後の荷物の紛失や壊れは、荷物の引き渡しを受けた日から3ヶ月以内に申し出なければ事業者の責任が消滅します。傷や破損の場合は、補償の第一段階は修理になりますが、破損品には減価償却が見込まれ、保険金支払いにも限度があります。

トラブルを防ぐには、見積もりは複数の事業者に依頼しできる限り下見をしてもらう。事業者選びは、広告等から受けるイメージに頼りすぎない。見積書には作業内容を細かく明記し、予め消費者・事業者の作業分担を確認しておく。引越し終了後は荷物や床・壁を点検し気付いた点はすぐに事業者に出す。以上を心がけましょう。